

## **5 重度障害者を受け入れるグループホームの整備推進及び職員配置加算の充実について**

障害者入所施設の入所者について、国は、地域生活への移行を推進する観点から、第5期障害福祉計画に係る基本指針において「平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行すること」を目標としている。

そのためには、重度障害者に対応したグループホームの整備を積極的に推進する必要がある。

しかし、現行の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、補助基準上限額が低く、上限額を超える建設費は事業者が負担している。また、重度の障害者に対応する設備設置に係る個別の加算制度もない。

さらに、重度の障害者への介助には知識や経験の豊富な職員の手厚い配置が必要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金について、補助基準額の上限の引き上げを図るとともに、重度の障害者に対応するために設置する設備等（車いすに対応するためのスロープの設置や廊下幅の確保、特殊浴槽、自家発電設備の設置等）に対する加算を創設すること。
- 2 利用者の支援に必要なスキルを持った職員を適切に配置するため、職員の配置に関する基準を見直すとともに、加算の充実を図るなど、グループホームの運営体制を適切に評価した報酬すること。